

鹿屋市部分林条例施行規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市部分林条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市部分林条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第155号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第9号様式中「印」を削る。

(大隅森林組合林業振興資金貸付規則の一部改正)

第2条 大隅森林組合林業振興資金貸付規則（平成18年鹿屋市規則第158号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市仮屋ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 鹿屋市仮屋ふれあいセンター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第159号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

(鹿屋市特用林産物出荷加工センター条例施行規則の一部改正)

第4条 鹿屋市特用林産物出荷加工センター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第160号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。